

議会活動評価検証報告

(令和7年度)

本市議会では、議会基本条例に基づいた議会活動がしっかりと機能しているかを2年に一度検証しています。

この報告は、市議会による『活動の評価検証』として、成果と課題、また今後の改善点を分かりやすくまとめたものです。

令和 7 年度 議会活動評価検証報告【全体の総括】

本市議会では、議会基本条例が市民のためにしっかりと機能しているかを評価するため、2 年に一度の活動検証を行いました。全 28 項目の結果から見てきた本市議会の「成果」と「これからの課題」そして「条例のアップデート」に向けた総括をご報告いたします。



 全 28 項目の最終判定割合
本市議会の現在の達成状況です。

- A 判定：ほぼ満足
(16 項目 / 57.1%)
- B 判定：さらに努力する余地がある。
(12 項目 / 42.9%)

● 成果：進んでいること

(A 判定の主な傾向)

- ・「公平で透明な議会」の定着：本会議や委員会の原則公開、運用の透明性は全会派が一貫して高く評価。
- ・新たな政治指針の確立：「議員政治倫理条例」や「長期欠席等に係る報酬特例条例」を新たに制定。
- ・市民との情報共有の継続：「議員と話そう（議会報告会）」を 19 地域で継続開催、イベント出展も定着。
- ・審査の質と透明性の向上：「予算・決算事業別審査シート」の導入により市民目線の明確な議論が進展。

● 課題：さらなる努力が必要なこと

(B 判定の主な傾向)

- ・「市民の声」の政策反映：意見交換会等の多様な意見を実際の市政改善（政策提言）につなげる仕組みが不十分。
- ・若者や子育て世代への広報：YouTube・SNS の活用や会議のアーカイブ化など、即時性・利便性向上に遅れ。
- ・専門的知見の活用と調査：重要案件への学識経験者等の招致や、議会図書室のリファレンス機能が活用不足。
- ・議論の質の底上げ：議員個々の質問力のばらつき、委員会での「自由討議」の回数不足や発言者の偏り。

今後の決意：議会基本条例のアップデートと PDCA の実践

今回の「評価検証」の結果から、本市議会は『条例や制度などの「形」は整ってきたものの、それを市民福祉の向上や具体的な政策に結びつける「実効性」を高める段階にある』という現在地が明確になりました。さらに、本条例の制定時から社会情勢は大きく変化しており、現在の規定や運用では対応しきれない「時代とのズレ（SNS 等の活用遅れ、多様な人材の参画環境、地方自治法改正に伴う議員の職務明確化など）」も浮き彫りとなっています。今後は、指摘された個々の課題（B 判定）を真摯に受け止め改善を急ぐとともに、社会の変化に柔軟に対応し、実効性をさらに高めるための「議会基本条例そのもののアップデート（改正・見直し）」に着手いたします。

市民の皆さまに信頼され、今の時代に求められる役割をしっかりと果たす議会をめざし、全議員が一丸となってさらなる改革を推進してまいります。

第5条 市民との関係の基本原則

✧ 検証項目 1: 議会情報の公開と発信・説明責任

🔍 根拠となる条例(第5条 第1項)

議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議会・議員活動情報を、既存の手段(議会だより、HP等)を用いて丁寧に分かりやすく発信できているか。
- 2 議会活動等を通じて、市民への説明責任が十分に果たせているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	B	B	A	B

📌 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、既存の手段による発信実績を評価する声がある一方で、予算決算常任委員会などの詳細な議論が十分に伝わりきっていない現状を課題視するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

● B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 市議会だより、ケーブルテレビ、ホームページ等を活用した発信に関して、広報広聴常任委員会での取組により充実してきている。
- ◆ YouTubeやSNSの活用、過去の情報を後から視聴できる仕組み(アーカイブ化)がまだ不十分であること。特に会議録が公開されていない「予算・決算審査」などの重要な案件の詳細な議論が市民に十分に伝わっていない。また、子育て世代等、若年層へのアプローチも不足しているのが実情である。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 若者や子育て世代が議会に関心を持って貰えるよう、また情報の即時性を高めるために、SNS等の新たな情報伝達手段の導入を他市での成果を参考に検討する必要がある。
- ◆ 予算決算常任委員会の会議録を公開し、市の財政がどのような組み立てとなっているかなど、市民に伝わるための取組が必要である。また、各常任委員会の審査状況の録画放送も検討するなど、さらに説明機会の拡大を図る。ただし、予算との兼ね合いや費用対効果も十分に検討することが必須である。

✧ 検証項目 2: 本会議、委員会等の公開

🔍 根拠となる条例(第5条 第2項)

本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開する。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議会活動(運営)は、原則公開されているか。
- 2 委員会活動(行政視察を含む)が、市民に伝える視点も含まれた取組となっているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	B	A

📌 会派評価の傾向

ほぼ全ての会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、原則公開の運用が適切に行われていることを一様に認めている。

委員会としての最終判定

● A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 本会議や各委員会、全員協議会、会派代表者会議なども原則公開されており、運用の透明性は確保されている。
- ◆ 委員会視察報告の公開ができていないなど、一部課題の指摘もあったが概ね目標に掲げた取組が適切に行われている。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 委員会視察報告などの情報公開を市民の目線に立って推進し、説明責任をより一層果たしていく必要がある。

第5条 市民との関係の基本原則

✦ 検証項目 3: 参考人制度等の活用・専門的又は政策的識見の反映

🔍 根拠となる条例(第5条 第3項)

委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 委員会は、参考人・公聴会制度を活用し、専門的なスキルを習得しようとしているか。
- 2 委員会等は、積極的に専門分野に精通した団体等からの情報収集や意見交換を行う場を設けているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	A	A	A	B	A

🔄 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、参考人制度の活用実績を評価する声がある一方で、公聴会制度の実績不足や専門的知見を恒常的に反映させる仕組みの未整備を課題視するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 公聴会の開催実績はないものの、請願等の意見聴取において「参考人制度」を活用し、一定の成果を上げている。
- ◆ 各委員会での各種団体等との意見交換会を通じての意見聴取は行われているが、専門家や有識者を招致した本格的な審査等は、予算を含め、仕組みが未整備であるために実施に至っていない。専門的知見を議会の討議に反映させる具体的な運用や活用方法において、課題がある。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 重要政策や大規模事業に対し、議会独自で専門的な検証が可能となるよう、委員会視察予算の切り替えによる費用の捻出など、議会費執行の工夫によって専門的調査制度をより有効に活用することも検討する必要がある。
- ◆ 所管事務調査等において、有識者との意見交換の機会を拡充し、その専門的知見をより深く政策へ反映させることが必要である。また、委員間討議を中心とした先行事例等の調査研究をさらに充実させ、議員個々ができる取り組みをより一層推進していく。

✦ 検証項目 4: 次なる世代の新たな価値観等の反映

🔍 根拠となる条例(第5条 第4項)

議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員と市民等との意見交換の場を設けることができる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 次なる世代の新たな価値観等の意見を参考とする機会を設けているか。
- 2 聴取した意見を議会として、次のステップに繋げているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	B	B	A	C

🔄 会派評価の傾向

評価がAからCまで割れており、中高生を対象とした主権者教育等の先駆的な取組を認める声がある一方で、子育て世代などへの広がりや本来の目的である「政策提案の拡大」への結び付きの弱さを課題視するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

- B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 中高生との主権者教育の推進も含んだ意見交換会等は評価できるが、子育て世代などを対象とした意見聴取への広がりには欠けている。また、条文の目的である「政策提案の拡大」への結び付きが不十分である。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 若年層だけでなく、子育て世代を対象とした意見交換の場を拡充する。
- ◆ 聴取した意見を具体的な政策へ反映させるとともに、その結果を市民へしっかりとフィードバックする明確な仕組みを構築する必要がある。

第5条 市民との関係の基本原則

検証項目 5: 請願及び陳情の調査研究・請願及び陳情に基づく政策提言等

🔍 根拠となる条例(第5条 第5項)

請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 請願及び陳情者の説明機会が確保されているか。
- 2 採択した請願及び陳情が、実際の議会活動や政策に生かされているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	A

👉 会派評価の傾向

全ての会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、請願・陳情を市民の政策提案として尊重し、発言機会を設けるといった公平かつ適切な運用が全会派一致で定着していることを認めている。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 請願・陳情を市民からの大切な政策提案として尊重し、提案者の発言機会を設けるなど、適切かつ公平に運用されている。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 紹介議員として請願の趣旨への理解を深めるとともに、自らの役割を再認識し、説明責任をしっかりと果たしていくことが重要である。
- ◆ 請願・陳情を採択して終わりにせず、所管の委員会による追跡調査など、市政への反映状況を継続しチェックする体制を整える。

検証項目 6: 多様な視点(意見)の反映・合理的配慮の提供の取組

🔍 根拠となる条例(第5条 第6項)

多様な立場の市民の意見を市政に反映させるための議会運営を行わなければならない。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議会での議論は、一方向でなく、あらゆる角度の視点から行われているか。
- 2 「合理的配慮の提供の義務化」の趣旨を正しく理解した取り組みに努めているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	B	A	B	A

👉 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、傍聴席への字幕システム導入など合理的配慮の提供が進んでいる面を認める一方で、聴取した市民の思いを市政改善へ繋げる最終プロセス(PDCAサイクル)の未確立を課題視するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

- B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 傍聴席における字幕システムの導入は、「合理的配慮の提供」に基づく取組である。
- ◆ 各種団体等との意見交換会を実施し、市民の意見を聴取してはいるものの、その多様な意見を実際の市政(具体的な改善)に反映させる最終段階までのプロセス(仕組み)が、議会活動として確立されていない。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 各種団体等との意見交換会で聴取した市民の思いを、所管事務調査による政策提言へとつなげ、具体的な市政の改善を図るというPDCAサイクルの取組が必要である。
- ◆ さらに合理的配慮の推進に向けて、公式YouTubeにおける字幕付き配信など、他自治体等の先進的な手法を導入すべきである。

第6条 議会広報の充実

✧ 検証項目 7: 議会に対する市民関心度の向上・主権者教育の推進

🔍 根拠となる条例(第6条)

議会独自の視点から、議会だより、ケーブルテレビ、ホームページ等多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 委員会は、市議会だより等を有効活用し、効果的な広報機能を発揮しているか。
- 2 委員会を中心に若い世代が議会に関心を持てる仕組みを考え、議会全体として活動ができているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	A	B	B	A	B

👉 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、市議会だよりやケーブルテレビ等を用いた広報発信の実績を認める声がある一方で、SNSや動画配信の活用不足、若者・子育て世代へのアプローチの弱さを課題視するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

● B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 市議会だよりやケーブルテレビ、ホームページ等での発信はあるが、他市議会で見られるYouTubeやSNSの活用、過去の情報を後から視聴できる仕組み(アーカイブ化)が不十分である。
- ◆ 予算決算常任委員会の会議録が未公開であるため、「予算・決算審査」における重要な指摘等が市民に十分に伝わっていない。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 情報の即時性と利便性を向上を目的に、SNS等の新たな情報伝達手段の導入の可否を検討する必要がある。
- ◆ 「議員と話そう」、イベントでの「市議会ブース」などを継続して実施し、さらに議会広報の充実に努めるべき。

✧ 検証項目 8: 市民等の議会への参画・議会活動等の報告機会の確保

🔍 根拠となる条例(第7条)

議員と市民が議会運営や市政全般にわたっての情報及び意見を交換する議会報告会等を行うものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 誰もが参加しやすい議会活動報告の場を設け、議会情報を共有するとともに、市民・地域の意見を聴取しているか。
- 2 寄せられた情報や意見が議会活動に生かされているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	C

👉 会派評価の傾向

多くの会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、広範なエリアでの報告会継続を議会全体の確かな成果として高く位置づけている。

委員会としての最終判定

● A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 「議員と話そう(議会報告会)」を19地域という広範なエリアで継続実施し、市民との情報共有や意見交換の場を設けている。また、中高生との意見交換をはじめ、地域や各種グループ、イベント出展等を対象とした「飛びだせ議会」の取組も定着しつつある。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 参加者の固定化を解消するため、開催方法や開始時間、場所、実施形式などについて、多角的な検討を継続すべきである。
- ◆ 聴取した市民の意見が議会活動へ反映されたプロセスや結果について、分かりやすくフィードバックする体制を強化する必要がある。

第8条 市長等との関係の基本原則

✧ 検証項目 9: 事務執行の監視と評価・政策立案と政策提言・一般質問の資質向上

🔍 根拠となる条例(第8条)

【第1項】(監視・提言機能の保持)

市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

【第2項】(市長等の反問権)

市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その趣旨の確認のため質問することができる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議会の権能を生かした事業を監視する取組が行われているか。
- 2 委員会は、PDCAサイクルを活用するなど事業執行の効果等を評価検証し、廃止や改善策を含めた提言を行っているか。
- 3 一般質問は、市勢の伸展の視点から構成され、誰にでも分かりやすく、かつ有効な政策議論が行われるものとなっているか。
また、市民にも注目され、反響が届いているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	A	A	B	B	A

🔗 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、議案に対する修正案の提出など一定の緊張感を持った監視機能の発揮を認める一方で、一般質問における政策提言への結びつきの弱さや議員間での質のばらつきを課題視する声など、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

● B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 議案に対する修正案の提出など、一定の緊張感は保たれているものの、一般質問においては市政を質す取組や、政策提言につながる活発な議論が十分とは言えない。また、議員個人の質問力にはばらつきが見られ、資質の向上が大きな課題である。
- ◆ 市長等には条例によって認められた「反問権」があるが、実際に行使された実績はほぼなく、制度の存在意義や活用方法が十分に理解・浸透しているとは言えない。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 先進自治体の事例(質問内容について議員同士が事前に相互助言を行う「議員間討議」など)を参考に、単なる「感想文」に留まる一般質問から脱却し、質の向上を図るための新たな仕組み(例:「一般質問検討会議」など)の導入を検討すべきである。
- ◆ 本会議の一般質問だけに注力するのではなく、議会全体としての政策提言につなげるため、「所管事務調査」の本旨に焦点を当て、委員間での自由討議を中心とした調査内容の強化を図るべきである。
- ◆ 議会基本条例の創設理念である「議会は言論の府であり、双方向の議論が行われるべきである」という原点に立ち返り、条文中に明記された「反問権」の具体的な運用について、実効性を高めるための対象・運用の拡大も含めた議論を深める必要がある。

第9条 市長等による政策等の形成過程の説明

✧ 検証項目 10: 政策形成過程の明確化

🔍 根拠となる条例(第9条 第1項)

市長等が提案する政策、施策、計画、事業等について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。
(1)必要とする背景 (2)提案に至るまでの経緯 (3)総合計画における根拠又は位置づけ (4)関係する法令及び条例等 (5)財源措置 (6)将来負担すべき経費

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 政策の必要性について、条文中に掲げた項目の説明を受ける手法が確立されているか。また、その手法等は常に改善が図られているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	A	B	B	B	B

🔗 会派評価の傾向

ほぼ全ての会派が「さらに努力する余地がある(B)」と評価。執行部に対して、条文中にある項目の説明を求める手法はある程度定着しているものの、議会側とのさらなる主導性や調査研究に課題がある点で一致している。

委員会としての最終判定

● B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 執行部に対し、政策形成の必要性を裏付ける背景や経緯などの説明を求める手法は、一定の成果を上げており、確立されている。しかし、提示された内容をそのまま受け止める傾向があり、議会独自の目標設定や、その妥当性を裏付けるための詳細な調査が不足している場面が見受けられる。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 施策ごとのKPIを検証できる資料の提出を求めるなど、政策判断の妥当性をより深く評価する仕組みづくりが必要である。
- ◆ 委員会における事前の調査研究をさらに充実させ、事業をより多角的に審査できる体制を整えておく必要がある。

第9条 市長等による政策等の形成過程の説明

✦ 検証項目 11: 政策提案における論点、争点の整理・政策実施後の評価検証

🔍 根拠となる条例(第9条 第2項)

政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点並びに争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 政策提案等(新規事業等)については、時世や市の現状といった背景、論点や争点の整理した上での審議(審査)となっているか。
- 2 事業実施後は、市民福祉の向上のために、どのような効果があるのかなどを明確にする評価検証手法が採られているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	A	B	B	A	B

🔗 会派評価の傾向

多数の会派が「さらに努力する余地がある(B)」と評価。審議時の論点整理に留まらず、実施後の政策評価(事後検証)を行う視点が足りないという点で共通の課題意識を持っている。

委員会としての最終判定

- B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 審査等において論点や争点を明確化する意識や取組は見られるものの、事業実施後の効果検証や「市民福祉の向上への寄与度」を測る政策評価の視点は、事前の準備段階において未だ不十分である。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 単なる論点整理に留まらず、次期サイクルへの改善代替案につなげるといった視点から、所管事務調査等を用いた事後の効果検証に資する明確な仕組みづくりが必要である。

第10条 予算及び決算の審議における政策説明

✦ 検証項目 12: 予算の効果測定と決算の検証のための資料要求

🔍 根拠となる条例(第10条)

予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 予算及び決算審査に係る資料は、誰もが理解しやすい内容で、また、委員会が必要とする項目が明記されるよう求めているか。
- 2 提出された資料を十分に精査した上で、争点を明確にし、市民目線に立った議論(質疑)が行われているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	B	B	A	B

🔗 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、予算決算事業別審査シートの導入など、審査の確実性や透明性が大きく向上したことを多会派が認める一方、より深い背景・今後の展開への更なる追究を求める声も見られる。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 「予算・決算事業別審査シート」の導入などにより、市民目線での質疑や争点の明確化が進み、審査の透明性と質は確実に向上している。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 現状に満足せず、事業が導入された「背景」や「今後の発展性」を意識した審査を常に心がけ、さらなる充実を図る。
- ◆ 今後、さらに審査を充実させるためには、事業が市民の幸福度にどう結びついているかという点まで踏まえ、事業の目的と効果を数値的な視点から検証するなど、より詳細な部分の確認を徹底していく必要がある。

第11条 会派

✎ 検証項目 13: 会派における理念・目標の共有

🔍 根拠となる条例(第11条第1項)
議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 会派活動は、共有された理念のもとで行われているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	A

🔗 会派評価の傾向

全会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、理念を共有する者による適切な会派結成が、議会活動の円滑化及び効率化に寄与していることを認めている。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 理念を共有する議員による会派結成が適切になされており、議会活動の円滑化や効率化に大きく寄与している。現状において、特筆すべき課題は見当たらない。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 良好な運用がなされているため、現状において特に課題は見当たらない。今後も引き続き、共有された理念に基づく主体的な会派活動を展開していくべきである。

✎ 検証項目 14: 会派間の合意形成

🔍 根拠となる条例(第11条第2項)
会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間等で調整を行い合意形成に努めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 政策決定や意見書、決議等に関する会派間の合意形成は、固定した価値観ではなく、時世や市の現状、課題等を適切に分析した上での調整となっているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	A

🔗 会派評価の傾向

全会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、各種政策決定や意見書調整等における会派間の合意形成及び調整手続きが常に円滑・適切に行われていることを一様に認めている。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 重要な政策決定や意見書・決議等の合意形成において、各会派間の意見調整が適切かつ円滑に行われており、円滑な議会運営が図られている。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 今後も引き続き、その時々々の社会情勢や市の重要課題を適切に分析・共有した上で、会派間の合意形成に努めていく必要がある。

第12条 政務活動費

✧ 検証項目 15: 政務活動費の有効活用・使途の透明性確保と説明責任

🔍 根拠となる条例(第12条第1項)

会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 政務活動費は有効に活用され、また、使途の透明性は確保されているか。
- 2 市民等に対し、政務活動費使途の目的と成果がしっかり説明できているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	A

👉 会派評価の傾向

全会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、領収書等のホームページ公開を通じて使途の透明性や説明責任が十分に果たされ、適正に運用されていることを一様に認めている。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 政務活動費は会派(議員)において有効に活用されており、領収書等についてもホームページ上で全面公開されているなど、使途の透明性は確保されている。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 市民への説明責任をしっかりと果たせる適正かつ厳格な運用を継続する。

✧ 検証項目 16: 使用規定の見直し

🔍 根拠となる条例(第12条第2項)

政務活動費に関しては、三次市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところによる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 政務活動費使途基準は、社会情勢等に沿った見直しが行われているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	B

👉 会派評価の傾向

ほぼ全ての会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、現行基準の厳格な運用を評価しているが、近年の物価高騰等に伴う基準改定の必要性を一部指摘する意見もある。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 条例に基づき厳格かつ適正に運用されており、これまでも時勢に即した制度の見直しを行ってきた。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 今後も市民への説明責任を果たせる適正な運用を継続するとともに、政務活動費の効果を可視化する取組が必要である。あわせて、物価高騰をはじめとする社会情勢の変化に対応し、交付額や使途基準が適正であるかを定期的に検証する機会を設けるべきである。

第13条 議会改革の推進

✧ 検証項目 17: 議会改革の推進・課題解決に向けた取組・議会力、議員力の強化

📌 根拠となる条例(第13条)

議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進のための会議等を設置することができる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 全議員が議会基本条例制定の趣旨、その目的を十分に理解し、議会活動(運営)を行っているか。
- 2 議会全体の資質向上、議会運営の改善等をめざすための協議・検討の場が設けられ、有益な協議が行われてきたか。
- 3 課題としている政策提言の実現に向けた取組がなされたか。
- 4 2年間の取組を通じて、議会力・議員力は強化されているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	B	B

🔗 会派評価の傾向

多くの会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、継続的な議会改革の成果を一樣に認める一方、さらなる政策提言能力の強化に向けて、努力の余地(B)を指摘する意見も見られる。

委員会としての最終判定

● A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 議会運営委員会や特別委員会において、議会改革に向けた有益な協議・検討が積み重ねられている。
- ◆ 常任委員会からの意見書提出といった具体的な成果に繋がった。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 全議員が条例の趣旨を再確認するとともに、他市の先進事例(議会全体でまとめた要望・提言を市長へ提出する仕組みなど)の研究をさらに深める必要がある。これにより、実効性の高い「議会からの政策提言」を実現する仕組みの構築を進めていくべきである。
- ◆ 議員個々の資質・力量を向上させる仕組みの構築に向け、反問権の対象拡大や議決事件の範囲拡大といった制度設計の研究を継続すべきである。

第14条 専門的事項に関する調査

✧ 検証項目 18: 学識経験者・有識者の活用

📌 根拠となる条例(第14条)

議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者を有する者等を積極的に活用するものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 委員会での専門的事項等の審査の際、学識経験者等の意見を参考にすることがあるか。
- 2 議案が提案された背景等を調査するために、市民や地域、NPO等から意見を聴取したか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	C	B	B	C

🔗 会派評価の傾向

評価がAからCまで大きく割れており、各種団体からの意見聴取実績を評価する声がある一方で、重要案件に関して、外部専門家の直接招致に至っていない現状を課題視するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

● B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 各委員会における各種団体との意見交換会などを通じて、市民の声や関係機関の現状を聴取する取組は、一定の成果を上げている。しかし、重要案件に関して学識経験者などの専門的知見を能動的に招致し、議会の討議や事業審査に深く反映させる仕組み(予算の確保・活用を含む)には、依然として大きな課題が残されている。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 地方自治法第100条の2の規定に基づき、重要な政策や大規模な事業の審議に対して、議会が独自に専門的な検証を行えるよう、外部アドバイザーや有識者の招聘を機動的・有効に活用できる体制を構築する必要がある。ただし、その実現には、受け手となる議会全体としてのスキルアップが不可欠となる。

第15条 議員研修の充実強化

✦ 検証項目 19: 議員研修の充実と強化

🔍 根拠となる条例(第15条)
議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議会力向上に有効な研修が実施されているか。
- 2 政務活動分野においても、積極的に研修等を受講し、自己のスキルアップを図っているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	B	B	B	A	C

📌 会派評価の傾向

評価がAからCに分かれているが、大半の会派が「努力する余地がある(B)」と判定しており、合同研修等の実績自体は認めるものの、開催回数少なや個々の政策形成能力向上への結びつきを課題視する意見がある。

委員会としての最終判定

- B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 現在の議会における研修実績では、とても充実しているとは言えない。
- ◆ 提示された説明内容をそのまま受け止める傾向があり、議会サイドとしての目標設定に至る根拠や、その妥当性を裏付けるための詳細な独自調査が不足している。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 条例に規定されているとおり、議員一人ひとりの能力をさらに高めるため、市の現状や重要課題を深く学ぶ議員研修のさらなる充実強化を図る必要がある。
- ◆ 政務活動費を活用した議員個々のスキルアップも重要である。議員が常に課題意識を持ち、先進事例の調査研究や専門研修へ積極的に参加することをさらに推奨すべきである。

第16条 議会図書室

✦ 検証項目 20: 議会図書室の有効活用

🔍 根拠となる条例(第16条)
議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議員は、議会図書室におけるリファレンス機能を活用しているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
B	B	B	B	A	C

📌 会派評価の傾向

大半の会派が「努力する余地がある(B)」としており、図書室という空間自体の存在は認めつつも、利用頻度の低さやリファレンス機能が十分に発揮されていない現状を一概に課題視している。

委員会としての最終判定

- B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 議会図書室の蔵書の充実度が十分でないことからリファレンス機能を導入したが、現状ではほとんど活用されていない。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 議会図書室のリファレンス機能を有効に活用し、最新の行政課題や地方自治に関する書籍等から計画的に情報を取得する個々の取組が必要である。同時に、他自治体の先進事例に関する調査研究を進めるなど、政務活動における自己研修をより充実させていく必要がある。

※議会におけるリファレンス機能とは…

議員の調査研究や質問の準備を支えるため、議会図書室の資料や外部のデータ、他自治体の事例などを活用して必要な情報・統計を集める(または議会事務局等へ調査を依頼する)仕組みのこと。

第17条 議会事務局の体制整備

✦ 検証項目 21: 議会事務局体制の強化と協働の取組

🔍 根拠となる条例(第17条)

【第1項】

議会及び議員の政策形成並びに政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

【第2項】

議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議員の求める調査能力、法制機能の充実が図られているか。
- 2 委員会等の取組は、事務局と連携のもとで有効かつ効果的に進められているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	B	B	A	A

👉 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、事務局による日常的な支援を評価する声がある一方で、法務や高度な独自調査に特化した専門職が配置されていないなど、法制機能のさらなる強化に向けた組織的制約を課題視する意見など、捉え方によらつきが見られる。

委員会としての最終判定

- B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 議会事務局の体制については、議員の活動を支える役割を一定程度果たしている。しかし、市職員の総数との兼ね合いから事務局員の増員や法務専門職の配置には至っておらず、条例等の規定に照らせば、体制強化に向けた課題が残されていると言える。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 執行部からの人事異動による職員配置という制約はあるものの、事務局職員の資質向上に向けた研修の充実や外部アドバイザーの活用、さらには執行部への適切な定員確保の働きかけなどを通じて、議会活動を最大限に支えうる事務局体制の強化を模索すべきである。ただし、その体制を有効に機能させるためには、受け手である議員側の資質向上が伴わなければならない。

第18条 多様性の尊重

✦ 検証項目 22: 多様な人材の議会への参画促進

🔍 根拠となる条例(第18条)

議会機能強化のため、議員活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めなければならない。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 特に若者や女性が議会をめざすことができるよう、議員の処遇改善や環境整備が提案され、実践されているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	A	A	A	B

👉 会派評価の傾向

多くの会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、各種条例制定や議員の環境整備の進展を一概に認める一方、若者・女性の参画拡大に向けた実効性の担保やさらなる処遇改善の調査研究を求める意見など、捉え方に一部ばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 多様な人材の議会参画を促進するため、通称・旧姓使用に関する規定の整備や、議員を志す者を対象としたハラスメント根絶条例の制定が行われた。また、育児・介護等と両立可能な環境整備や、処遇改善に向けた具体的な制度化が図られている。
- ◆ 多様な意見が反映される議会の実現に向け、議員報酬を含む処遇面の改善提案を取りまとめた。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 議員の処遇改善の実現に向けて調査研究をさらに進める必要がある。また、議会をめざす者が参画しやすい環境を整えるため、制定した「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」の趣旨が浸透するよう、広く周知徹底を図るべきである。

第19条 委員会の役割と運営

✦ 検証項目 23:委員会機能の充実と強化、発揮

🔍 根拠となる条例(第19条第1項)
所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 委員会では、事前に議案や請願等の調査研究が行われ、委員が共通した認識を持った上で審査に臨めているか。
- 2 行政視察では、効果的に先進事例を学べるとともに、本市との比較検証等を実施し、委員会、委員の識見を高めることができたか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	B	A	A	A

👉 会派評価の傾向

ほぼ全ての会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、事前審査体制の充実や本市との比較検証を行う効果的な行政視察が適切に行われていることを一様に認めている。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 各常任委員会等において、議案の事前調査における共通認識の形成を図る体制の整備や、目的が明瞭な行政視察が実践されており、委員会機能の実効的な充実・強化は着実に図られている。
- ◆ 各委員会における視察報告等の公開が十分でない点など、市民への情報公開をさらに充実させるための取組に課題がある。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 正副委員長会議において、各委員会の方向性を統一し、取組状況の平準化を確認するとともに、年間ロードマップの重要性を共有する。さらに、明確な目的を持った先進地視察を行うことで、委員会審査の充実と具体的な政策提言の実現を図る。

✦ 検証項目 24:計画的かつ効果的な所管事務調査の実施・所管事務調査からの政策提言

🔍 根拠となる条例(第19条第2項)
市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 所管事務調査等は、趣旨に沿って、計画的に実施され、効果が表れているか。
- 2 所管事務調査等に基づいた政策の提言(意見書案、決議案の提出等)が行われたか。
- 3 委員会は、調査研究終了時には、報告書作成し、全体で共有しているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	B	B	A	A	A

👉 会派評価の傾向

多くの会派が「ほぼ満足(A)」と高く評価し、閉会中も含めた能動的な調査活動や具体的な意見書提出の実績を認める一方、調査結果を具体的な政策提言書や条例立案へとさらに昇華させる仕組みづくりに努力の余地(B)を指摘する意見も見られる。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 所管事務調査や閉会中の継続審査が活発に行われ、意見書の提出といった具体的な成果が見られた。その一方で、年間の活動目標が曖昧であったため、一連の委員会活動における方向性が一部不透明になっていたという課題も残されている。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 委員会における調査研究を単なる聞き取りに終わらせないため、会議規則第108条の規定に基づく「委員会報告書」の作成・提出規定を厳格に運用する。これにより、委員会による具体的な政策提言を明確な形にしていける体制を確立する。

第19条 委員会の役割と運営

✦ 検証項目 25:議員間自由討議の活用

🔍 根拠となる条例(第19条第3項)
委員相互間の自由かつたな討議を中心として弾力的な運営に努めるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 委員会では、自由討議を取り入れ、議案や請願等の論点や争点を明確にし、市民に伝わる審査が行えているか。
- 2 委員会では、自由討議により、市政における課題等の把握が行われているか。また、解決に向けての取組の共有が図れているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	B	B	B	B

🔄 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、自由討議の制度導入や一定の意見交換実績を評価する声がある一方で、実際の開催回数の不足やテーマ設定の不明確さ、発言者の偏りといった運用面の課題を指摘する意見など、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

● B / さらに努力する余地がある

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ 委員同士で意見を交わす「自由討議」の仕組みは導入されており、論点整理や課題把握の手段として位置づけられている。しかし、実際の実施回数の不足や、テーマ設定の曖昧さ、発言する議員の一部への偏りなど、運用面での課題は多く、今後大幅な改善を要する項目である。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 議員個々が自由討議の本来の目的を再認識することが大前提となる。その上で、委員会運営の現場においても、討議テーマの明確化や、すべての委員が発言に参画しやすくなる環境づくりなどの工夫を講じる必要がある。
- ◆ 議員個々が市民の代表としての高い使命感を堅持し、審議や討論において能動的な発言と多角的な議論を展開する。これら一連の議会活動を通じた自己研鑽の積み重ねこそが、個々の資質向上(スキルアップ)をもたらし、ひいては本市議会全体のさらなる機能強化と持続的な発展へと直結する。

✦ 検証項目 26:特別委員会設置の有効性とその成果

🔍 根拠となる条例(第19条第4項)
特別委員会は、特に重要な市政の課題等に対応するため設置するものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 特別委員会は、市政や社会情勢の課題解決のために設置され、また取組は有効なものであるか。
- 2 特別委員会としての成果は見られたか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	B

🔄 会派評価の傾向

ほぼ全ての会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、時宜にかなった設置と活発な調査研究、特に議会活性化等検討特別委員会での有効な提言実績を一律に認めている。

委員会としての最終判定

● A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか？(理由)

- ◆ これまでも、市政の重要課題や社会情勢の変化に対応した特別委員会が適切に設置され、活発な調査研究を通じて答申や報告書の提出という一定の成果を収めてきた。この度の議会活性化等検討特別委員会においても、「多様な人材の議会への参画」というテーマに沿った、将来に向けた成果が見られた。

これからどう改善していくのか？(改善提案)

- ◆ 今回の特別委員会でまとめられた「多様な人材の議会への参画」に関する提案を具現化するためには、議員全体での共有と、議会報告等を通じた市民へのオープンな趣旨説明が重要である。今後も激変する社会情勢に即応するためにも、高い機動性を持つ特別委員会の設置は不可欠である。

第20条 政治倫理

✧ 検証項目 27:議員の公正・誠実な職務の遂行

🔍 根拠となる条例(第20条)

議員は、市民全体の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、良心と責任をもって、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければならない。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 公平・公正な議員活動を行うための指針が設けられ、それに逸脱した場合の取り決めも規定されているか。
- 2 議員は、いかなる場面においても、市政に携わっている責務を自覚して活動しているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	A	A	A	A

🔄 会派評価の傾向

全会派が「ほぼ満足(A)」と評価し、新たな政治倫理条例の制定による指針の明確化と、市民の代表としての高い倫理観の共有を一樣に認めている。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ 新たに「議員政治倫理条例」と「長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例」を制定した。これにより、公平・公正な議員活動を行うための指針が明確化され、全会派がその成果を正当に評価している。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 令和5年の地方自治法一部改正による地方議会・議員の職務明確化に伴い、当議会においては公平・公正な議員活動の指針となる二つの条例を新たに制定した。この制定趣旨を全議員が十分に理解したうえで、市民の代表としての責務を不断に自覚し、今後の議会活動を展開していく必要がある。
- ◆ 条例は時代や社会の変化に合わせて常にブラッシュアップし、実効性を高め続ける必要がある。
- ◆ 議会基本条例の見直しを通じて、この議員政治倫理条例を「委任規定」として位置づけるような、さらなる取組の充実が期待される。二つの条例の連携を深めることは、議会の信頼性をより高めるための有効なアプローチとなる。

第8章 見直し手続き

第21条 見直し手続き

✧ 検証項目 28:議会活動等へのPDCAサイクル機能の導入・議会基本条例の見直し

🔍 根拠となる条例(第21条)

議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期中にこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

☑ チェックポイント(視点・着眼点)

- 1 議員・議会活動を評価検証する仕組みがあり、次へ繋がるPDCAサイクル機能が発揮されているか。
- 2 市民の意見や社会情勢を反映した条例の見直しが検討されているか。

各会派の評価状況

会派A	会派B	会派C	会派D	会派E	会派F
A	A	B	A	B	B

🔄 会派評価の傾向

評価がAとBに分かれており、2年ごとの検証体制(PDCAサイクル)の定着を一樣に認める一方で、地方自治法改正などの社会情勢の変化に伴う条例そのものの具体的な改定・見直しへの着手については努力の余地(B)を指摘するなど、捉え方にばらつきが見られる。

委員会としての最終判定

- A / 議会の取組にほぼ満足している

なぜこの判定になったのか?(理由)

- ◆ この間の「議員活動検証」や「議会活動評価検証」の取り組みは、PDCAサイクルを機能させ、条例の目標達成状況を確認するための極めて重要な手続きとなっている。

これからどう改善していくのか?(改善提案)

- ◆ 令和5年の地方自治法の一部改正により、地方議会の役割や議員の職務が法律上で初めて明文化された。この趣旨を踏まえ、議会が「重要な意思決定」を行う機関であることや、議員が「住民の付託を受けて誠実に職務を行う」ことを、条例の前文、目的、職務規定にしっかりと反映させる必要がある。そのため、他市の取組も参考にしながら検討を重ね、実効性の高い議会基本条例への改正を進めるべきである。